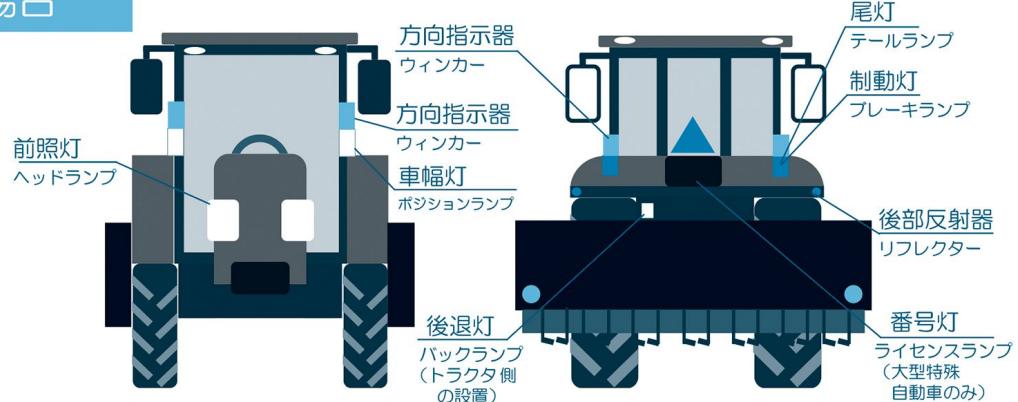


③灯火器等の設置箇所の確認

直装式農作業機の場合

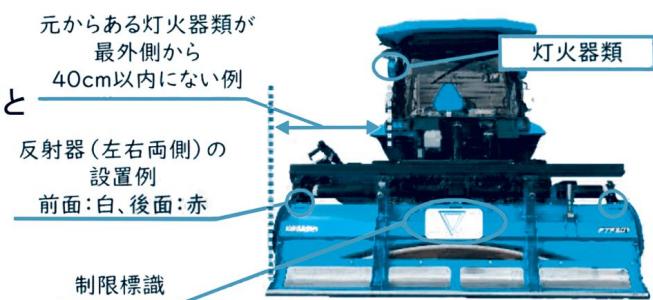
- ・方向指示器
- ・後部反射器
- ・前照灯
- ・尾灯※
- ・後退灯※
- ・車幅灯※
- ・制動灯※
- ・番号灯 ←大型特殊自動車のみ



※全長が4.7m以下、全幅1.7m以下、全高2.0m以下、且つ最高速度15km/h以下のトラクタの場合、車幅灯、尾灯、制動灯、後退灯は取り付け義務がありません。

灯火器類が確認できる場合でも、取付位置が最外側から40cmを超える場合は、

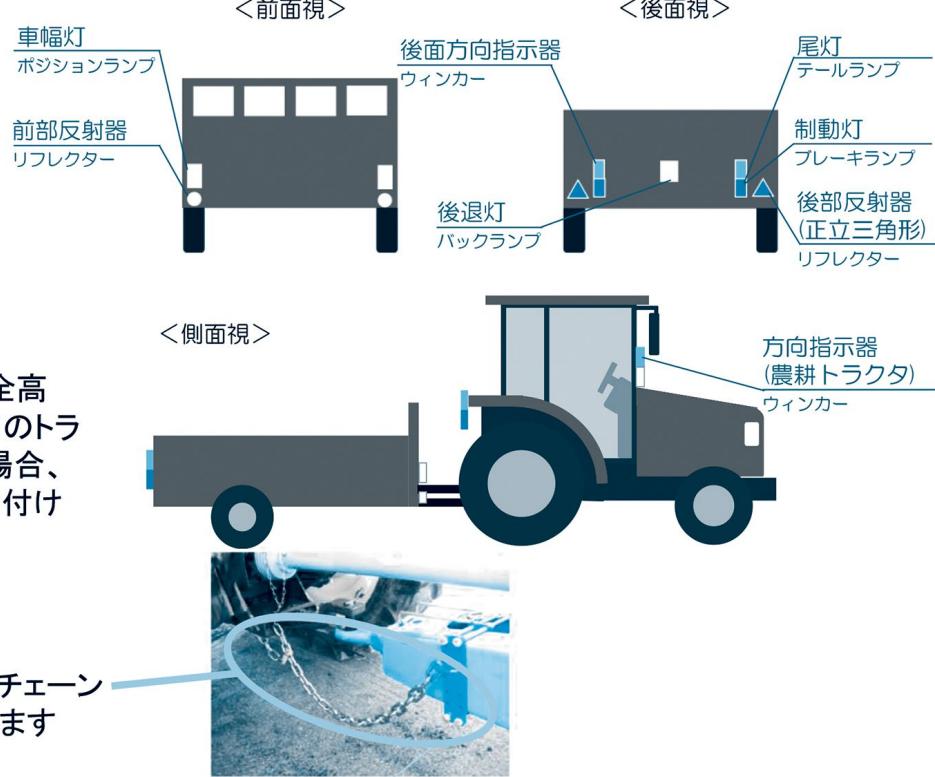
- ・作業機の前面の両側の最外側に白色反射器を備える
- ・作業機の後面の両側の最外側に赤色反射器を備える
- ・制限を受けた自動車の標識(▽)を後面に装着すること



けん引式農作業機の場合

- ・車幅灯※
- ・前部反射器(白色)
- ・尾灯※
- ・制動灯※
- ・後退灯※
- ・後面方向指示器
- ・後部反射器(赤色の正立正三角形)

※全長が4.7m以下、全幅1.7m以下、全高2.0m以下、且つ最高速度15km/h以下のトラクタでけん引するけん引式作業機の場合、車幅灯、尾灯、制動灯、後退灯は取り付け義務がありません。



各種灯火器や反射器は他の交通から確認できる位置に設置する必要があります。
詳しくはお近くの農機販売店や、地方運輸局、地方農政局、(一社)日本農業機械工業会にご確認ください。

出典:作業機付きトラクターの公道走行について(農林水産省)

(https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/kodosoko.html)

画像は「農作業機を装着・けん引した農耕トラクタの公道走行ガイドブック」(農林水産省)を加工して作成